

3, 対北鮮・中共関係

1) 文書番号 1635,p24

大野	松本
そ う い う こ と に な る。	暗 種 に 上 る と 北 鮮 問 題 を 出 す か。

2) 文書番号 1759, 完全不開示が 7 枚開示(6 枚目に墨塗りと「次頁不開示」あり)

在北鮮日本財産の処理と対北鮮  
請求権に関する件(未定稿)

37.5/5  
北東アジア課

日韓請求権交渉において日本側は、北鮮にかかわる請求権の処理は、韓国政府の施政権が北鮮地域に及んでいないことを念頭において、別途考慮されるべきであるとの立場を明らかにしている。従つて、この問題は、在北鮮日本財産の処理の実態および日ソ共同宣言第 6 項との関連において検討を要する問題と考えられるが、以下は(1)ソ連軍による北鮮進駐と北鮮の独立、(2)北鮮における日本財産の処理の実態(3)対北鮮請求権の問題点につきとりあえずまとめたものである。

I ソ連軍による北鮮進駐と北鮮の独立

1. ソ連軍は、1945年8月9日わが国によるポツダム宣言の受諾に先立ち、対日宣戦布告を行なうと同時に北鮮に侵入、日本軍との間に咸鏡北道(別添地図参照)にお

いて戦況を交えたが、8月15日以後終戦の報が漸次前線に徹底し、平和裡に日本軍の武装解除を実施し抑留した。終戦後逸早く北鮮内各地域に人民委員会が結成され、9月上旬までには咸鏡南道、平安南北道、黄海道の4道に人民委員会が設立され、各道毎に、ソ連軍代表の立会いの下に、その行政権を接收した。

1945年11月28日平壤に各道人民委員会の調整機関として北朝鮮五道行政局が設置され、1946年2月8日北朝鮮臨時人民委員会の設立、1946年11月道市郡人民委員会の選挙、1947年2月北朝鮮人民会議の成立、北朝鮮人民委員会の組織等の経緯を経て翌1948年9月9日北朝鮮民主主義人民共和国が樹立された。

(ちなみに、金日成は1945年10月10日にソ連より帰鮮し、1946年2月臨時人民委員会設立の際、委員長に推された)

## II 在朝鮮日本財産の処理

在朝鮮日本財産の処理の実態を記録等により正確に把握することは困難であるが、一般的に各道の人民委員会が日本財産を直接接收したものと考えられ、ソ連軍の撤収したものは比較的少なかつたものとみられている（例えば、水豊ダム発電機<sup>2</sup>第<sup>3</sup>4号機、日本高周波重工業城津工場の製品機械および价川鉦山機械等）。すなわち、各道人民委員会は、ソ連軍による日本軍の武装解除を背景として行政施設、鉄道、通信、公共団体施設、学校、金融機関等の財産の一切を継承したものの如く、現実に1946年2月8日前記北朝鮮臨時人民委員会が設立されるや下記の如く日本財産没収の法令があいついで布告された。

- (1) 1946年3月5日、北朝鮮土地改革法令が發布され、「日本国家、日本人、および日本人団体の所有地は没収して農民の所有地となる」ことになり、山林果樹園飛行

場倉庫軍用地などの土地は人民委員会の公有に帰した。

- (2) 1946年8月、「産業、交通、運輸、通信、銀行等の国有化に関する法令」が公布施行された。同法令によれば、「北朝鮮人民委員会は北朝鮮地域に所在する1945年8月15日以前の日本国家ならびに日本人私人および法人等の所有の一切の企業所、鉱山、発電所、鉄道、運輸、通信、銀行、商業および文化施設等は全部無償にて没収し、これを朝鮮人民の所有、すなわち、国有とする」旨規定していた。

以上の法令は、1947年2月の各道市郡人民委員会代表大会で承認された。

- (3) 1948年9月9日、朝鮮民主主義人民共和国が成立したが、その前日9月8日に最高人民会議で採択された憲法には「日本国家、日本人の一切の所有は国家の所有に属する」(第5条)、「前日本国家、日本

人の所有土地および朝鮮人地主の所有土地はこれを没収する」(第6条)と規定し、在北朝鮮本邦財産の帰属を最終的に確定した。

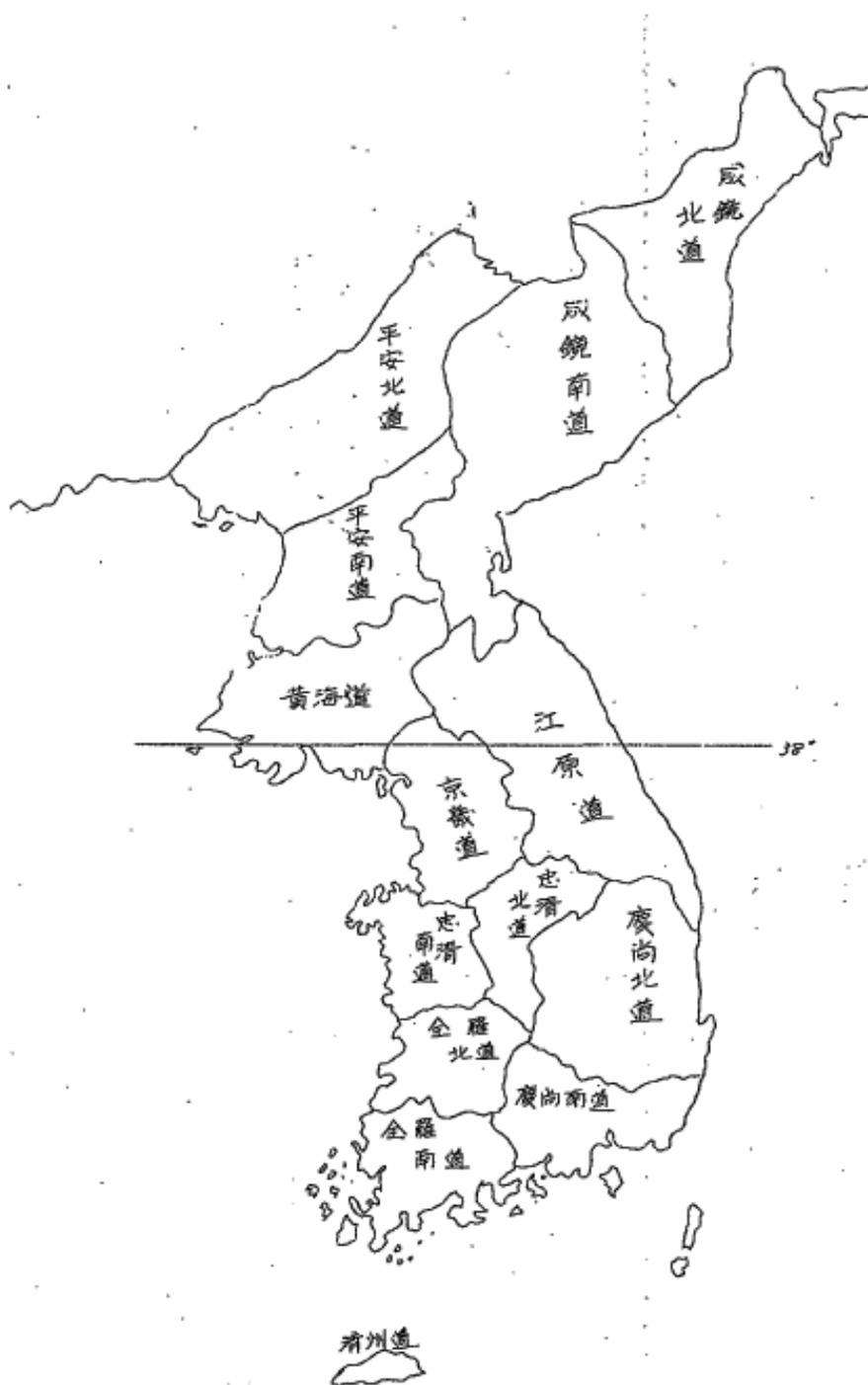
## Ⅱ 対北鮮請求権の問題

### 1. 在北鮮日本財産の評価

旧日本財産で北鮮に所在したものの正確な評価を行なうことは困難であるが、終戦後総司令部が大蔵省等より資料を提出せしめて集計したものを1ドル/5円のレートにて換算した評価額は次のとおりである。

総額	2970百万ドル
政府所有	549
法人所有	2210
個人所有	211

次頁不開示



2) 文書番号 1787, P72 38 度線以北の韓国側領域の部分に対す

る日本側請求権

南北統一の際まで棚上げにする。(国会より、懸案一括解決にありとの批判あるべきも、例外的事項として押返す)

3) 文書番号 1787, p5~6 中共の話題      ここ当分は放置しておくことが宜

しかるべく、そうすれば現在の<sup>(急進)</sup>的指導者  
導者が進められてすこしは穏健な指導者が  
出てくるかもしれないし、そういうことになれば  
結構であると思う  
それにしても現  
在のような国民を圧制のもとにしているよう  
な非人道的なやり方がなくなったあとでや  
るべきである

P6

4) 文書番号 1841, p15 と「次頁不開示」だった部分

なお、前記の日本政府の債務中、わが方の容  
認し得るものについての支払義務承認を条約中  
に規定する方式としては「 月 日の日本  
内閣閣議決定の法律案より不利でない条件で支

払う」との趣旨の規定とし、その法律案の中で  
北鮮籍又は北鮮地域在住民から支払請求があつ  
た際も支払を行いうるとき規定の仕方をする  
ことも一方法として考えられるであろう。